

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2022 年 11 月更新

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を掲載していますので、対応箇所を確認しながら学習するとより理解が深まります。また、より深く学びたい場合は、その他の条文についても e - G o v 法令検索（デジタル庁）などで確認すると良いでしょう。今回のテーマは「拠出限度額」です。

第 3 講 「拠出限度額」

（確定拠出年金法施行令第 11 条、第 36 条ほか）

拠出限度額に関する規定としては、確定拠出年金法第 20 条、第 69 条、確定拠出年金法施行令第 11 条、第 36 条などがあります。ただし、確定拠出年金法の定めは、企業型年金の場合は事業主掛金の額（加入者掛金拠出を行うときは加入者掛金の額も含めた合計額）、個人型年金の場合は加入者掛金の額（中小事業主掛金納付制度を実施しているときは中小事業主掛金も含めた合計額）が、年間の拠出限度額を超えないようにしなければならない、という内容に留まり、具体的な額については、確定拠出年金法施行令に定められています。

確定拠出年金法施行令第 11 条、第 36 条をみてみましょう。

確定拠出年金法施行令第 11 条（企業型年金の拠出限度額）

第 1 項 法第二十条の政令で定める額は、企業型年金加入者期間（略）の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額とする。

- 一 企業型年金加入者であって、次に掲げる者（（略）「他制度加入者」という。）以外のもの 五万五千元…①
 - イ 私立学校教職員共済法（略）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
 - ロ 石炭鉱業年金基金法（略）に規定する坑内員（略）
 - ハ 確定給付企業年金（略）の加入者（略）
- 二 企業型年金加入者であって、他制度加入者であるもの 二万七千五百円…②

確定拠出年金法施行令第 36 条（個人型年金の拠出限度額）

第 1 項 法第六十九条の政令で定める額は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の各号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額とする。

- 一 （略）第一号加入者及び第四号加入者 六万八千円（国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料又は国民年金基金の掛金の納付に係る月にあっては、六万八千円から当該保険料又は掛金の額（略）を控除した額）（国民年金保険料納付月以外の月にあっては、零円）…③
- 二 （略）第二号加入者（略）であって、次号から第五号までに掲げる者以外のもの 二万三千元…④
- 三 第二号加入者であって、企業型年金加入者であるもの（次号に掲げる者を除く。） 二万円（（略）事業主掛金の額が三万五千元を上回るときは、二万円から、当該事業主掛金の額から三万五千元を控除した額を控除した額）…⑤
- 四 第二号加入者であって、企業型年金加入者であるもの（他制度加入者である者に限る。） 一万二千元（（略）事業主掛金の額が一万五千五百円を上回るときは、一万二千元から、当該事業主掛金の額から一万五千五百円を控除した額を控除した額）…⑥
- 五 第二号加入者であって、企業型年金加入者でないもの（他制度加入者である者に限る。）又は（略）第二号厚生年金被保険者であるもの若しくは（略）第三号厚生年金被保険者であるもの 一万二千元…⑦
- 六 （略）第三号加入者 二万三千元…⑧

注）実際の条文には下線及び「①～⑧」は入っていません。

まず、条文で用いられている用語の意味を確認しましょう。

- ・「他制度加入者」とは、確定給付企業年金及び私立学校教職員制度の加入者、石炭鉱業年金基金の坑内員のことで
す（厚生年金基金はこの条文には記載されていませんが、実際には、読替えによって厚生年金基金も含まれます）。
- ・「第1号～第3号加入者」とは、個人型年金加入者であって、国民年金の第1号～第3号被保険者である者をい
います。「第4号加入者」とは、個人型年金加入者であって、国民年金の任意加入被保険者である者をいいます。こ
れらの定義は、確定拠出年金法第69条に定められています。
- ・「第2号厚生年金被保険者」は国家公務員、「第3号厚生年金被保険者」は地方公務員です。

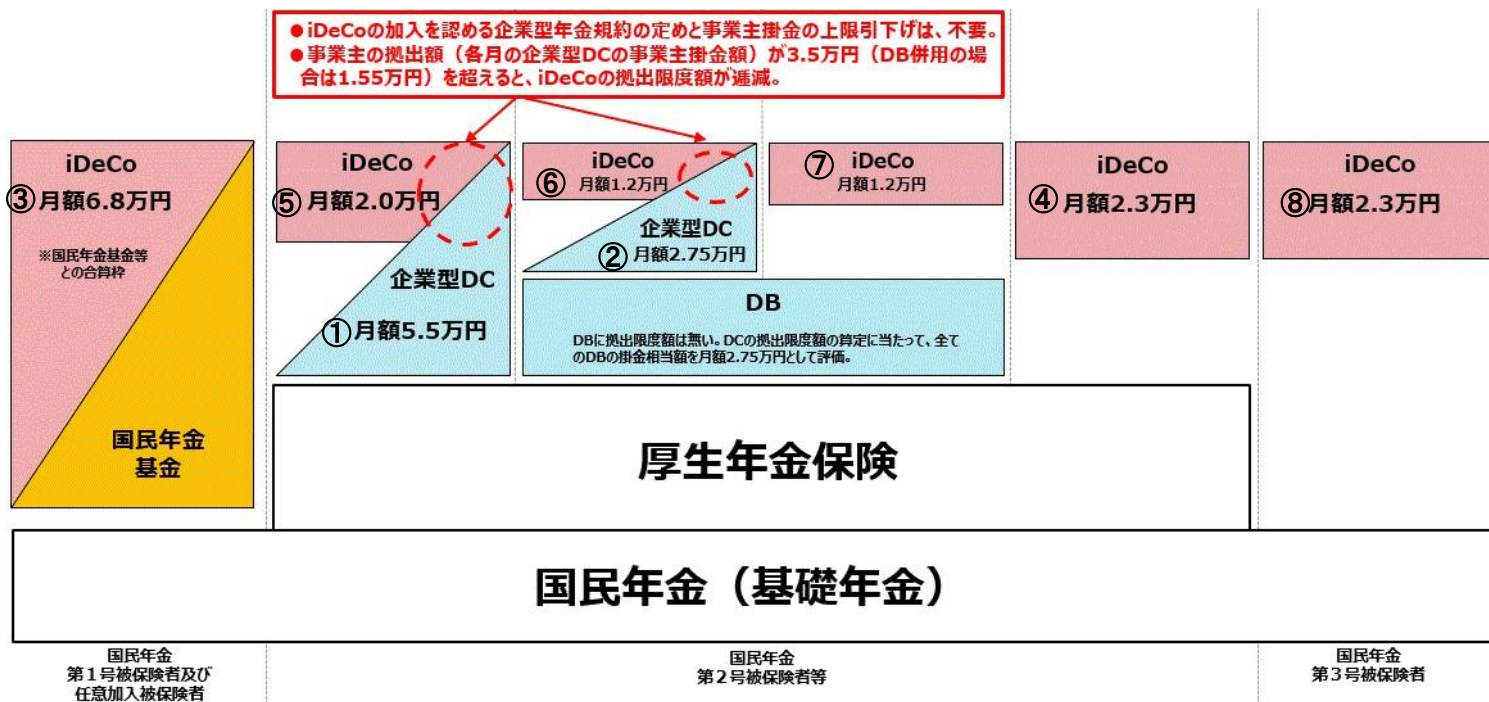
例えば、確定給付企業年金にも加入している企業型年金加入者は、「企業型年金加入者であって他制度加入者である
者」に該当し、企業型年金の拠出限度額は、確定拠出年金法施行令第11条第1項第2号により、1か月あたり2万
7500円となります。また、この者が個人型年金にも加入する場合の個人型年金の拠出限度額は、確定拠出年金法施行
令第36条第1項第4号により、1か月あたり1万2000円がかつ事業主掛金との合計額が2万7500円となります。

これらの用語を用いながら1か月あたりの拠出限度額を確認すると下表のようになります。①～⑧は次ページの厚
生労働省の図の対応箇所です。社会一般に向けて作成されたパンフレット等でこうした用語が用いられることは少な
いと思われそうですが、複雑な加入者区分が単純明快に表記でき理解も深まりますので、DCプランナーとしては、覚え
ておきたい用語といえるでしょう。

なお、「掛金の年単位化」が行われても、拠出限度額については「1か月あたりいくら」という形式で定められてい
ます。これは、1年（12月から翌年の11月）の間に、加入者資格を取得・喪失したり、加入者区分が変わったりす
ることが考慮されたものです。そのため、年間の拠出限度額は、「加入者期間の計算の基礎となる各月の末日における
加入者区分に応じて定められた額を合計した額」と定められています。加入者期間の計算の基礎となる期間とは、確
定拠出年金法第14条、第63条により、加入者資格を取得した月から喪失した月の前月までをいいます。

今回は、「掛金の拠出方法」です。

加入者区分		拠出限度額 (1か月あたり)	図の 対応箇所
企業型 年金	他制度加入者以外の者	5万5000円	①
	他制度加入者である者	2万7500円	②
個人型 年金	第1号加入者及び第4号加入者	6万8000円（国民年金基金の掛金、付 加保険料がある場合は、当該額を控除）	③
	第2号加入者であって⑤⑥⑦以外の者	2万3000円	④
	第2号加入者であって他制度加入者以外の企業型年金加入者	2万円かつ企業型年金の事業主掛金との合 計額が5万5000円	⑤
	第2号加入者であって他制度加入者である企業型年金加入者	1万2000円かつ企業型年金の事業主掛 金との合計額が2万7500円	⑥
	第2号加入者であって企業型年金加入者でない他制度加入者 または公務員	1万2000円	⑦
	第3号加入者	2万3000円	⑧



（厚生労働省のホームページより。①～⑧は、表の内容に合わせて加筆）

※記載内容は2022年11月1日現在の法令に基づくものです。

2022年5月1日より、「任意加入被保険者」が個人型年金の加入者に追加されたことにより、任意加入被保険者の拠出限度額の規定が設けられました。

2022年10月1日より、企業型年金加入者が個人型年金に同時加入する場合の要件が緩和されたことに伴い、企業型年金規約に個人型年金に加入できる旨の定めがある場合において企業型年金の拠出限度額を引き下げる措置がなくなりました。また、企業型年金の事業主掛金が⑤の場合は3万5,000円（⑥の場合は1万5,500円）を超える場合は、企業型年金と個人型年金の加入者掛金の合計が⑤の場合は5万5,000円（⑥の場合は2万7,500円）を超えないように、個人型年金の拠出限度額が逡減することとなりました。